**○国土交通省令第五十七号**

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十日

国土交通大臣　前田　武志

福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第四十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第三十八条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業のうち、次の表の上欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについて、法第四十八条第一項の規定の適用を受けようとするときは、同表の中欄に掲げる事項（法第三十八条第二項第三号（同号ホに係る部分に限る。）に規定する事項を除く。）を記載した書類及び同表の下欄に掲げる書類とする。

| | | |
|---|---|---|
| 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録 | 倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第二条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項各号に掲げる書類 |
| 倉庫業法第七条第一項の変更登録 | 倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項各号に掲げる書類 |
| 倉庫業法第七条第三項の規定による届出 | 倉庫業法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項 | 同条第三項各号に掲げる書類 |
| 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項の登録 | 同法第四条第一項各号に掲げる事項 | 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第二項各号に掲げる書類 |
| 貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録 | 貨物利用運送事業法施行規則第九条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項に規定する書類 |
| 貨物利用運送事業法第七条第三項の規定による届出 | 貨物利用運送事業法施行規則第十条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項に規定する書類 |
| 貨物利用運送事業法第二十条の許可 | 同法第二十一条第一項各号に掲げる事項 | 貨物利用運送事業法施行規則第十九条第一項各号に掲げる書類 |
| 貨物利用運送事業法第二十五条第一項の認可 | 貨物利用運送事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項に規定する書類 |
| 貨物利用運送事業法第二十五条第三項の規定による届出 | 貨物利用運送事業法施行規則第二十一条第二項各号又は同令第二十二条第二項各号に掲げる事項 | 同令第二十一条第三項又は同令第二十二条第三項に規定する書類 |
| 貨物利用運送事業法第三十五条第一項の登録 | 貨物利用運送事業法施行規則第三十条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項各号に掲げる書類 |
| 貨物利用運送事業法第三十九条第一項の変更登録 | 貨物利用運送事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項に規定する書類 |
| 貨物利用運送事業法第三十九条第三項の規定による届出 | 貨物利用運送事業法施行規則第三十五条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項に規定する書類 |
| 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可 | 貨物利用運送事業法施行規則第三十九条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項各号に掲げる書類 |
| 貨物利用運送事業法第四十六条第二項の認可 | 貨物利用運送事業法施行規則第四十条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項に規定する書類 |
| 貨物利用運送事業法第四十六条第四項の規定による届出 | 貨物利用運送事業法施行規則第四十一条第二項各号又は同令第四十二条第二項各号に掲げる事項 | 同令第四十一条第三項又は同令第四十二条第三項に規定する書類 |
| 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可 | 同法第四条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる事項 | 貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条各号に掲げる書類 |
| 貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可 | 貨物自動車運送事業法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項 | 同条第二項に規定する書類 |
| 貨物自動車運送事業法第九条第三項の規定による届出 | 貨物自動車運送事業法施行規則第六条第二項各号又は同令第七条第二項各号に掲げる事項 | 同令第六条第三項又は同令第七条第三項に規定する書類 |

**附　則**

この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

# 告　示

**○総務省告示第百九十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十四年五月三十日

総務大臣　川端　達夫

㈠　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 新党きづな東海比例区第1総支部 | 三輪　信昭 | 野村　真一 | 愛知県名古屋市天白区笹原町七〇一 | 衆議院議員 | 二四、一、二七 |
| 民主党参議院比例区第56総支部 | はたともこ | 湯川憲比古 | 東京都中央区新川二―一八―九 | 参議院議員 | 二四、三、八 |

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

㈠　国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 漆原良夫を励ます会 | 金子　一夫 | 真島　義郎 | 新潟県新潟市中央区東出来島二―一〇 | 二四、三、二六 |
| 旭日青年隊 | 山原　啓嘉 | 山原　啓嘉 | 大阪府岸和田市流木町七二四―六 | 二四、二、一〇 |
| 公認会計士による甘利明後援会 | 須田　均 | 佐藤　豊毅 | 神奈川県愛甲郡愛川町中津七九八―三 | 二四、二、八 |